

## 職員の新組織への移行について（論点）

### 1. 年金新組織への職員の移行について

- ・年金運営業務に従事する職員には、その重要な任務を担う责任感と能力が求められることから、それにふさわしい厳正な「服務の宣誓」を行った者に限り、新組織の職員とするなど、所要の措置を講じるべきではないか。
- ・服務の宣誓の内容としては、例えば、公的年金事業の重要性の自覚、国民が納付した保険料を扱うことの自覚、強い责任感、誠実、公正など、年金新組織の職員に必要な内容を盛り込むべきではないか。

○これまでの省庁再編の例では、該当する組織の職員は、他省庁、他部局への配置転換など、別に辞令を発せられない限り、新たなる組織の職員となるものとする旨の職員の引継ぎ規定を法律上設けている。

（例）金融監督庁 → 金融庁の場合 （金融庁設置法（平成十年十月十六日法律第百三十号）附則）  
 （職員の引継ぎ）

第4条 この法律の施行の際現に従前の金融監督庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、金融庁の職員となるものとする。

○服務の宣誓については、国家公務員法、地方公務員法、警察法、自衛隊法により、それぞれ、職員に服務の宣誓を義務づける規定があり、宣誓書の内容は、法令で以下のように定められている。

**【国家公務員】**私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。

**【地方公務員】**私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

**【警察職員】**私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当ることを固く誓います。

**【自衛隊員】**私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い责任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。

## 2. 政管健保の公法人への職員の移行について

- ・政管健保の公法人(非公務員型)に移行する職員については、従前の法人化の例と同様に、法律上で職員の引継ぎの規定を設けて、非公務員に身分を移せるように措置すべきではないか。
- ・但し、その場合においても、公法人の独自の人事方針が反映できるようにすべきではないか。(公法人の職員採用基準に合致する者に限って国の職員が引き継がれることとするなど)
- ・従前の法人化の例と同様に、職員の引継ぎ時には退職金を支給せず、後で通算して法人から支払うこととすべきではないか。

◎国の組織から非公務員型の公法人に業務と人員の移管を行う際に、職員の非公務員化を行った例

- ・国立大学法人
- ・独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構

◎この場合、法律上、職員の引継ぎの規定、退職金通算の規定が設けられている。

(例) 文部科学省の内部部局の課 → 独立行政法人教員研修センター (非公務員型)

- ・独立行政法人教員研修センター法（平成十二年五月二十六日法律第八十八号）附則  
(職員の引継ぎ等)

第2条 センターの成立の際現に文部科学省の部局で政令で定めるものの職員である者のうち、文部科学大臣の指定する官職を占めるものは、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの職員となるものとする。

第4条 附則第二条の規定により文部科学省の職員がセンターの職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

(参考)

「社会保険庁の解体的出直しと新組織設立について」（平成17年5月31日、自由民主党　社会保障制度調査会社会保険庁等の改革ワーキンググループ等）

## 1 政府管掌健康保険について

(4) なお、上記の公法人においては、その独自の人事方針の下に採用等を行うものであり、社会保険庁の職員であった者は退職の上、新たに非公務員として採用されることとなる。

## 2 公的年金制度について

(4) さらに、新組織の発足に際しては、従来の組織への真摯な反省に立ち、新組織が真に国民の信頼を回復できるものとして再出発できるよう、現在の社会保険庁職員が漫然と新組織の職員に移行しないための以下の措置を講じることとする。

- ① 年金運営業務に従事する職員には、その重要な任務を担う責任感と能力が求められることから、それにふさわしい厳正な「服務の宣誓」を行った者に限り、新組織の職員とすることとし、今後さらに、法的措置を含め検討する。
- ② 現在の社会保険庁の職員が、すべて自動的に年金新組織の職員となることのないよう、各任免権者の協力を得て、厚生労働省の他部局や、他省庁への配置転換を行う。
- ③ 上記の新たな人事評価制度を実施し、職務を的確に遂行する能力を欠く職員については、新組織の職員となるまでの間に、本人に自覚させた上で、降任、降格を行う。また、評価が連續して最低ランクとなった職員には、独自の教育・訓練を行った上で、改善が難しい場合には、自主的な退職を促す。